

○	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（第一条関係）	1
○	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第二条関係）	7
○	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第三条関係）	14
○	医師法（昭和二十三年法律第二百一号）（抄）（第四条関係）	15
○	歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）（抄）（第五条関係）	16
○	薬剤師法（昭和三十五年法律第四百十六号）（抄）（第六条関係）	17
○	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）（抄）（第七条関係）	18
○	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）（抄）（第八条関係）	20
○	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第一百十二号）（抄）（第九条関係）	24
○	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百四十九号）（抄）（第十条関係）	25
○	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）（第十一条関係）	43
○	下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）（抄）（第十二条関係）	47
○	官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）（抄）（附則第七条関係）	48
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（附則第八条関係）	49
○	都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）（抄）（附則第九条関係）	51
○	特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）（抄）（附則第十条関係）	52
○	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（抄）（附則第十二条関係）	54
○	東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）（抄）（附則第十三条関係）	56
○	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）（抄）（附則第十五条関係）	59
○	復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十六号）（抄）（附則第十六条関係）	61
○	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）（抄）	

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 新旧対照条文 (抄)

○ 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) (抄) (第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第二百六十条の十八 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるもの)をいう。第二百六十条の十九の二において同じ。)により表決をすることができる。</p> <p>④ (略)</p> <p>第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。</p> <p>② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。</p> <p>③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項に</p>	<p>第二百六十条の十八 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるもの)をいう。)により表決をすることができる。</p> <p>④ (略)</p> <p>(新設)</p>

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、民法の一部を改正する法律（平成三十年法律第五十九号）附則第八条による改正後（令和四年四月一日施行）のもの

改正案	現行
<p>第十九条の五（略）</p> <p>② 都道府県は、前項の申請又は職権により、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者に対し、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療費支給認定の変更の認定を行うことができる。</p> <p>③ 都道府県は、前項の医療費支給認定の変更の認定を行う場合において、必要があると認めるときは、当該医療費支給認定保護者又は当該医療費支給認定患者に対し、医療受給者証の提出を求めることができる。この場合において、都道府県は、当該医療受給者証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。</p>	<p>第十九条の五（略）</p> <p>② 都道府県は、前項の申請又は職権により、医療費支給認定保護者又は医療費支給認定患者に対し、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療費支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、都道府県は、当該医療費支給認定保護者又は当該医療費支給認定患者に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>③ 都道府県は、前項の医療費支給認定の変更の認定を行ったときは、医療受給者証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。</p>

改正案	現行
<p>(支給認定等)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者（以下「支給認定患者等」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の有効期間その他の厚生労働省令で定める事項を記載した医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）を交付しなければならない。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(支給認定の変更)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 都道府県は、前項の申請又は職権により、支給認定患者等につき、同項の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。</p> <p>3 都道府県は、前項の支給認定の変更の認定を行う場合において、必要</p>	<p>(支給認定等)</p> <p>第七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 都道府県は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者（以下「支給認定患者等」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の有効期間、前項の規定により定められた指定医療機関の名称その他の厚生労働省令で定める事項を記載した医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）を交付しなければならない。</p> <p>5～8 (略)</p> <p>(支給認定の変更)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>2 都道府県は、前項の申請又は職権により、支給認定患者等につき、同項の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、都道府県は、当該支給認定患者等に対し、医療受給者証の提出を求めるものとする。</p> <p>3 都道府県は、前項の支給認定の変更の認定を行ったときは、医療受給</p>

があると認めるときは、当該支給認定患者等に対し、医療受給者証の提出を求めることができる。この場合において、都道府県は、当該医療受給者証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

者証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。